

令和4年11月30日 開会 会期日数 1日間
令和4年11月30日 閉会 開議日数 1日間

令和4年第2回後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和4年第2回後志広域連合議会定例会

○招集年月日 令和4年11月8日

○招集の場所 ホテル第一会館 3階会議室

○開 会 令和4年11月30日(水曜日) 13時53分 議長宣告

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 認定第1号 令和3年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第2号 令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第3号 令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 議案第1号 令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○出席議員(14名)

議長 16番	岩井 英明(赤井川村)	1番	堀 清(古平町)
2番	岩本 幹兒(積丹町)	3番	坂庭 進(留寿都村)
4番	猪狩 一郎(ニセコ町)	6番	渡邊 昭(京極町)
7番	菊地 光男(喜茂別町)	8番	中田 仁史(島牧村)
9番	古谷 眞司(倶知安町)	10番	田中 正浩(神恵内村)
11番	佐伯 秀範(真狩村)	12番	矢瀬 政男(共和町)
13番	宇留間 文宣(泊村)	14番	福本 誠一(黒松内町)

○欠席議員(2名)

5番	宮本 幹夫(仁木町)	15番	富樫 順悦(蘭越町)
----	------------	-----	------------

○地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広域連合長	片山 健也
代表監査委員	佐藤 嘉己

○出席説明員

副広域連合長	川村 順二
事務局長兼総務課長	山口 丈夫
税務課長	小針 洋二
国民健康保険課長	高崎 貴明
介護保険課長	秋山 秀敏
総務課総務係長	波能 研人
税務課滞納徴収係長	小熊 一也
国民健康保険課国保係長	庄司 良佑
国民健康保険課保険給付係長	菅野 まみ
介護保険課介護保険係長	佐々木 貴裕
介護保険課事業推進係長	松尾 真由美
介護保険課保険管理係長	黒滝 傑
介護保険課介護給付係長	野口 智義

○出席事務局職員

事 務 局 長 山 口 丈 夫
書 記 波 能 研 人

○会議録署名議員

9 番 古 谷 眞 司 (俱 知 安 町) 1 0 番 田 中 正 浩 (神 恵 内 村)

開会 1 3 時 5 3 分

◎開会、開議の宣言

○議長 (岩井英明)

ただいまの出席議員数は 1 4 名であります。

5 番宮本議員、1 5 番富樫議員から欠席の届出が出されております。

定足数に達しておりますので、令和 4 年第 2 回後志広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (岩井英明)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 0 9 条の規定により、9 番古谷議員、1 0 番田中議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長 (岩井英明)

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果、本日 1 日限りとの報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長 (岩井英明)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長 (岩井英明)

日程第 3、諸般の報告をいたします。

本定例会に提出された議案については、すでに配付している議案綴りのとおりであります。

次に、監査委員から 9 月から 1 1 月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせします。

次に、地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明員は、お手元に配付しています一覧表のとおりであります。

一部修正させていただきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（岩井英明）

日程第4「行政報告」を行います。

片山連合長。

○広域連合長（片山健也）

令和4年第2回後志広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変ご多用の中ご出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを心から厚く感謝を申し上げたいと存じます。

それでは、「後志広域連合プロパー職員の計画的採用について」行政報告を申し上げます。

後志広域連合におけるプロパー職員の必要性につきましては、これまで広域連合議会においても活発に議論してきたところでございますが、具体的な検討は進まない状況にありました。

そのような中、介護保険事業においては平成27年度より新たな事業への取り組み、平成30年度には北海道からの権限の移譲などにより、業務量の増加とともに専門性を要する業務が増加してきたことから、関係町村の介護保険担当者会議において専門職のプロパー職員の必要性が議論され、総論として必要であるとの認識となっていたところでございます。

このことについて、介護業務の強化を念頭に継続的に内部協議を進めてきたところですが、令和3年2月の後志広域連合会議において協議の結果、介護保険課のみならず、広域連合全体としての体制の検討が必要との結論に至り、去る11月4日の後志広域連合会議において、プロパー職員を計画的に採用していくべきとの方向性が示されたところです。

これにより今後は、プロパー職員の採用に向けて準備を進めていき、まず最初に、令和6年度に介護保険課の専門職を1名採用することを目指し、以降、他課につきましても一般事務職を順次採用していく方向で考えております。

最終的には6名程度のプロパー職員を採用する計画としておりまして、これまで派遣職員のみで構成されていた問題点を解消し、広域連合の業務の一層の充実と組織強化を行い、継続的・安定的な事務の執行に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、特段のご理解をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

これで、行政報告を終わります。

◎日程第5 認定第1号～認定第3号

○議長（岩井英明）

日程第5、認定第1号、令和3年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第7、認定第3号、令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算の審議にあたりましては、議会運営委員会より、決算特別委員会は設置せず、本会議で審議することに決定がされた旨の報告がありました。

したがって、決算の審議は本会議で審議することといたします。

認定第1号から第3号は、後志広域連合3会計の決算案件ですが、先に3会計の概要説明と、監査委員から決算審査の意見を伺い、その後、会計ごとの審議を行うことといたします。

決算概要について、説明を求めます。

○副連合長（川村順二）

議長。

○議長（岩井英明）

川村副連合長。

○副連合長（川村順二）

それでは、認定第1号から第3号までの「令和3年度後志広域連合3会計の歳入歳出決算認定」につきまして、ご説明をさせていただきます。

令和3年度の決算につきましては、お手元の歳入歳出決算書及び成果報告書のほか、監査委員の決算審査意見書に示されているとおりであります。以下決算概要につきまして、簡潔にご説明させていただきます。

はじめに、認定第1号、一般会計歳入歳出決算ですが、決算書の1ページをお開き願います。

下段の歳入合計欄をご覧ください。

最終の予算額1億9,188万6,000円を計上し、収入済額は1億8,881万6,495円となっております。

2ページ目下段の歳出合計欄をご覧ください。

支出済額欄に記載のとおり、歳出の決算額は、前年比およそ400万円増額の1億8,726万3,744円となっております。

なお、不用額の合計は462万2,256円、歳入歳出差引額は次のページ上段にありますように、155万2,751円となっております。

次に、認定第2号、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算ですが、決算書の17ページ下段の歳入合計欄をご覧ください。

最終予算額75億3,656万9,000円を計上し、収入済額は70億2,229万7,330円となっております。

19ページ上段の歳出合計欄をご覧ください。

支出済額欄に記載のとおり、歳出決算額は、前年比およそ6,500万円減額の69億1,716万3,824円、不用額の合計は6億1,940万5,176円、次ページ上段にあります歳入歳出差引額は1億513万3,506円、となっております。

続きまして、認定第3号介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算書の39ページ下段の歳入合計欄をご覧ください。

最終予算額66億9,498万6,000円を計上し、収入済額は67億9,587万8,637円。

不能欠損額は、1款「介護保険料」で70万8,345円、収入未済額は841万9,810円となっております。

40ページ下段の歳出合計欄をご覧ください。

支出済額欄に記載のとおり、歳出の決算額は前年比およそ1億4,500万円増額の64億9,514万6,776円、不用額の合計は1億9,983万9,224円。

歳入歳出差引額は次のページ上段にありますように3億73万1,861円となっております。

以上で、後志広域連合3会計の決算概要についての、ご説明を終わらせていただきますが、このあと認定第1号から3号で、それぞれに詳細な説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明）

続きまして、佐藤代表監査委員より各会計の決算審査の意見について、報告を求めます。

○代表監査委員（佐藤嘉己）

議長。

○議長（岩井英明）

佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤嘉己）

それでは、「令和3年度後志広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る審査意見について」報告申し上げます。

審査の対象につきましては、令和3年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、及び介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

審査の概要につきましては、本年8月26日付けで後志広域連合長から提出された各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書が、関係法令等に準拠して作成され、会計処理が適正、且つ、確実に行われたかどうかについて慎重に審査いたしました。

審査の期間につきましては、令和4年8月26日から同年9月20日までであります。

審査の結果につきましては、令和3年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、記載

された係数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合、検算の結果、正確であると認められ、予算の執行についても適正に行われているものと認められました。

意見書 2 ページからは、各会計の決算概要について掲載しております。

2 ページ、一般会計になります。歳入決算額1億8,881万6,495円。歳出決算額1億8,726万3,744円で差引155万2,751円であります。前年度と比較すると、歳入で341万9,786円、歳出で399万8,372円の増となっております。

そのほか、科目別の状況については表のとおりであります。

続きまして、4 ページになります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額70億2,229万7,330円。歳出決算額69億1,716万3,824円で差引1億513万3,506円であります。前年度比で、歳入7,761万3,091円、歳出で6,526万6,651円それぞれ減となっております。

各科目の状況については表 6 からに掲載しております。

続きまして、7 ページからの介護保険事業特別会計の概要についてですが、歳入決算額67億9,587万8,637円。歳出決算額64億9,514万6,776円で差引3億73万1,861円であり、前年度比、歳入で2億1,645万7,478円、歳出1億4,470万2,039円で歳入歳出ともに増となっております。

各科目の状況等については表 1 2 からとなっております。

10 ページに掲載しておりますが、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査した結果につきましては、両調書とも的確なものとして認められました。

続きまして、令和 3 年度後志広域連合一般会計及び各特別会計の決算審査の意見について報告させていただきます。

3 会計合計で当初予算額139億8,037万4,000円、補正予算額4億4,306万7,000円で最終予算額が144億2,344万1,000円となっております。

一般会計につきましては、主要な事務である滞納整理事務において、搜索回数は 2 4 回であり、預貯金、給与、財産の差押件数も高い数字を維持しております。

差押物件の公売についても、インターネット公売の活用や、不動産公売など積極的に実施しており、その結果徴収額は4,893万3,000円となっております。徴収額は前年度比305万3,000円の増、徴収率は 6 5. 2 % で前年度比 8. 1 ポイント増となっております。

今後においても、継続して税収の確保、徴収率の向上を図るために、更なる努力を期待します。

徴収実績及び一般会計の歳入、歳出決算額については、次の表のとおりでありますので省略させていただきます。

国民健康保険事業特別会計については、医療費に関し被保険者数は減少傾向にあるが、1 人当たりの医療費が増加傾向にあることから、安定的な国保運営に向け、引き続き保健事業の推進、特定健診の受診率の向上を図り、医療費の適正化と住民の健康の確保に努められたい。

歳出総額は前年度と比較し減額とはなったが、引き続き適切な業務遂行に努められたい。

介護保険事業特別会計については、引き続き介護保険事業の円滑な運営に向け、適切な執行に努められたい。

介護保険料の収納に関し、収納率は 9 9. 2 % で、前年度の 9 8. 9 % と比べ平衡を推移しております。

滞納繰越分は、収納額が383万2,459円で前年度と比べ97万1,839円の増となり、収納率は 3 6. 2 % で 1 1. 1 ポイントの増加となったが、被保険者間の不公平感を招かないよう徴収体制を強化するとともに、関係町村と連携を密にし、より一層徴収率の向上への努力をされたい。

その他としましては、各会計予算総額144億2,344万1,000円に対し、8億2,386万6,656円の不用額を出している状況であり、これは予算総額の 5. 7 % となっております。

今後においては、予算計上の精度を高めるとともに、適切かつ柔軟な予算執行に努められたい。

最後に、昨今の厳しい財政状況下で、限られた財源及び人材ではありますが、最小の経費で事務事業を展開しなければならないことから、職員一人一人の強いコスト意識と創意工夫により、事務事業の見直し等を行い、更にリスクを識別し、内部統制を働かせ、有効的、効率的・経済的な事務の執行に努められたい。

以上で、決算審査の報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明）

3会計の決算の概要と監査委員からの決算に対する意見の報告が終わりました。

それでは、認定第1号、令和3年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は要点のみとし、簡潔に説明願います。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

認定第1号、令和3年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

監査委員によります決算審査の結果につきましては、お手元にお配りしておりますが、予算の執行、事務処理手続きは適正に行われているとの審査結果を受けているところでございます。

それでは、お手元に配布しております、令和3年度歳入歳出決算書及び事項別明細書により、ご説明いたします。

説明につきましては、収入済額及び支出済額のための説明とさせていただきますと存じます。

それでは歳入からご説明いたしますので、決算書の4ページをお開き願います。

1款、1項、1目「負担金」、1節「町村負担金」、収入済額7,270万1,000円。町村負担金でございます。内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、収入済額2,749万975円。介護保険料低所得者軽減に係る町村負担金でございます。内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

2款、1項、1目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、収入済額5,601万5,000円。介護保険料低所得者軽減に係る国庫負担金でございます。

続きまして、3款、1項、1目「低所得者保険料軽減道負担金」、収入済額2,747万8,425円。同じく低所得者軽減に係る道負担金でございます。

続きまして、4款、1項、1目「繰越金」、収入済額213万1,337円。前年度繰越金でございます。

7ページをご覧ください。

5款、1項、1目「預金利子」、収入済額426円でございます。

2項、1目「滞納処分費」、収入済額210万7,930円でございます。

2目「雑入」、収入済額89万1,402円。社会保険料と雇用保険料でございます。

以上、歳入の収入済額合計が1億8,881万6,495円でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「議会費」、支出済額53万1,597円。広域連合議会開催に係る支出でございます。1節「報酬」から、13節「使用料及び賃借料」まで、ご覧の内容でございます。

同じく8ページですが、2款、1項、1目「一般管理費」、支出済額5,691万4,151円でございます。主なものとして、副連合長給料や総務課、出納室の人件費負担金、電算システムの保守管理業務などの委託料、事務所借上料などの管理経費に係る支出でございます。1節「報酬」から、12ページ18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございます。

続きまして12ページでございますが、2目「行政不服審査会費」は、支出済額3万3,968円。滞納税の差押処分に対する1件の審査請求があり、行政不服審査会の開催等関係費用を支出してございます。

同じく12ページでございますが、2項、1目「税務総務費」、支出済額1,851万2,003円。3節「職員手当等」から、13ページ18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございます。

なお、決算書に記載はございませんが、滞納整理引受事案の収入状況は本税、延滞金等合わせて4,893万3,393円となっております。

続きまして、14ページでございます。

3項、1目「選挙管理委員会費」、支出済額12万7,856円。1節「報酬」から、10節「需用費」まで、ご覧の内容でございます。

なお、選挙管理委員会は3か月ごと、4回開催しております。

4項、1目「監査委員費」、支出済額15万9,769円。1節「報酬」から、18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございます。例月出納検査、決算審査等に係る支出でございます。

同じく、14ページでございます。

3款、1項、1目「老人福祉費」、27節「繰出金」、支出済額1億1,098万4,400円。介護保険料低所得者軽減に係る介護保険事業特別会計繰出金でございます。

15ページをご覧願います。

4款「公債費」は、支出はございませんでした。

5款「予備費」につきましては、新型コロナウイルス感染症検査費用として20件、61万6,000円を一般管理費へ充用し支出しております。

以上、歳出の支出済額、合計が1億8,726万3,744円でございます。

続きまして、16ページをご覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億8,881万6,000円、歳出総額1億8,726万4,000円、歳入歳出差引額155万2,000円、実質収支額は同額でございます。

なお、1ページから2ページの一般会計歳入歳出決算書の歳入・歳出につきましては、ただいまの説明の再掲でありますので、省略させていただきます。

以上で、令和3年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

6番、渡邊です。

ただいま説明がありました7ページの滞納処分費210万7,930円についての内訳と言いますか、この数字が出てきた理由のところで分析を兼ねてお話をいただければと思います。

○議長（岩井英明）

小針税務課長。

○税務課長（小針洋二）

ご説明申し上げます。

滞納処分費につきましては、インターネット公売の公売手数料ですとか不動産公売をした場合には公売で売った代金の数パーセントと手数料が決まっております、支出しているものが大半でございます。

以上です。

○議長（岩井英明）

そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、認定第1号、令和3年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

○議長（岩井英明）

日程第6、認定第2号、令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議長。

○議長（岩井英明）

高崎国民健康保険課長。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

認定第2号、令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

説明につきましては、一般会計同様、収入済額、支出済額により説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、歳入からご説明いたしますので、21ページをお開き願います。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」は、21億3,729万5,000円でございます。内訳は、1節「医療給付分」、22ページ移りまして2節「介護保険分」、23ページに移りまして3節「後期高齢者分」でございます。

各町村の金額につきましては、いずれの節につきましても備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、24ページをお開き願います。

2款、1項、1目「国庫補助金」、1節「災害等臨時特例補助金」は、1,603万2,000円。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国保税減免措置に係る国庫補助金分でございます。

その下、3款、1項、1目「保険給付費等交付金」47億3,738万5,864円。内容としまして、1節「保険給付費等交付金（普通）」43億8,200万864円は、「歳出」、2款「保険給付費」に充当する費用として北海道から交付されたものでございます。

2節「保険給付費等交付金（特別）」3億5,538万5,000円は、特別な事情に応じて交付されるもので、備考欄に記載のとおり「保険者努力支援分」、「特別調整交付金」それに「道繰入金（2号分）」及び「特定健康診査等負担金」の合計となります。

同じく、24ページ一番下から25ページの4款、1項、1目「繰越金」は、前年度からの繰越しで、1億1,747万9,946円でございます。

その下の5款、1項、1目「預金利子」は、4,879円。

2項「雑入」、1目「第三者納付金」は、327万8,771円。

26ページからの2目「返納金」は、現年分と滞納繰越分を合わせて、1,037万8,370円。27ページの3目「雑入」は、44万2,500円です。

28ページに移りまして、枠の下段、歳入の収入済額合計70億2,229万7,330円でございます。

次に、29ページからの歳出を説明させていただきます。

1款、1項、1目「一般管理費」は、1億7,257万7,096円でございます。

主な内容としては、1節「報酬」や3節「職員手当等」など広域連合国保課に係る人件費、10節「需要費」や11節「役務費」などの物件費、12節「委託料」として、内訳は30ページにまたがりませんが、共同電算処理委託料、国民健康保険電算システム保守管理業務委託料、電算システムネットワーク機器更新業務委託料などがございます。

同じく30ページ、18節「負担金補助及び交付金」では、国民健康保険課派遣職員6名に係る人件費の派遣元町村への負担金、へき地直営診療所負担金などを支出しております。

その下の2目「連合会負担金」は、6,119万5,534円。国保連合会の運営等に係る負担金のほか、市町村事務処理標準システム北海道クラウドや国保情報集約システムなど国保連合会で管理・運用するシステムの保守経費も含めて、当科目で支出しております。

次に、30ページ下段から31ページの2項、1目「運営協議会費」2万8,629円は、国保運営協議会に伴う経費であり、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い書面により会議を開催したため、4節「共済費」及び10節「需用費」のみの支出となっております。

その下の3項、1目「特別対策事業費」は283万9,460円。こちらは医療費の適正化に係る費用で、医療費通知やジェネリック医薬品利用差額通知などを発送する郵便料及び委託料、さらに柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託料は、いわゆる整骨院に係るレセプト点検でございます。

その下の2款は、この31ページの一番下から32ページまで続きますが、医療費に係る支出となりまして、2款、1項、1目「療養給付費」37億5,670万8,096円、32ページに移りまして、2目「療養費」2,670万8,379円、3目「審査支払手数料」858万9,247円でございます。

同じく32ページ中段、2項、1目「高額療養費」5億7,563万6,925円、2目「高額介護合算療養費」34万5,524円、3目「高額外来年間合算療養費」64万4,027円、次の3項、1目「移送費」は、支出がございませんでした。

33ページの4項、1目「出産育児一時金」は、2,669万2,846円でございます。

その下の5項、1目「葬祭費」支出済額207万円。

その下の6項、1目「傷病手当金」支出済額32万7,975円は、新型コロナウイルス感染症に感染等し、労務に服することが出来なかった場合に支払われる手当でございます。

引き続き33ページ下の方、3款「国民健康保険事業費納付金」。こちらは、都道府県単位化に伴い、北海道が道内全体の医療費などを負担するための原資となるもので、保険者の規模・所得に応じた額となっております。

1項、1目「医療給付費分」は、15億79万1,000円。

2項、1目「後期高齢者支援金等分」は、4億1,899万8,000円。

34ページに移りまして、3項、1目「介護納付金分」は、1億5,642万9,000円。

その下の、4款、1項、1目「共同事業拠出金」165円。こちらは、退職者医療制度に係る対象者把握のための費用となります。

その下の5款、1項、1目「財政安定化基金拠出金」2,336円。こちらは、平成30年度発生の北海道胆振東部地震により激甚災害指定を受けた3町に対し、不足する保険料必要相当額を財政安定化基金から交付されたため、交付の翌々年度の令和2年度から道内全市町村より、交付相当額の3分の1を拠出するもので令和3年度で事業完了となります。

その下から35ページにまたがる、6款、1項、1目「特定健康診査等事業費」につきましては、各町村で実施いたしました各種事業の内容となり6,593万2,215円でございます。

8節「旅費」、10節「需用費」のほか、11節「役務費」として、特定健診受診に係る郵便料や健診データ管理システムに係る国保連合会との通信料、共同処理等手数料などを支出しており、12節「委託料」では医療機関への特定健診等委託料、機器保守委託料、未受診者対策の委託料などがございます。

次の36ページに、17節「備品購入費」は、パソコン関係及びタブレット端末の購入となっております。

18節「負担金補助及び交付金」では、国保連合会負担金や特定保健指導等人件費負担金など支出しております。

その下の2項「保健事業費」、1目「疾病予防費」は、1,868万2,445円でございます。

主な支出といたしましては、12節「委託料」は人間ドック等の費用、18節「負担金補助及び交付金」は予防接種等負担金として各町村で行いました、インフルエンザなどの予防接種に要した費用を負担したものでございます。

次の37ページの7款、1項、1目「利子」は、支出がありませんでした。

その下の8款、1項、1目「償還金」は、1億2,196万4,925円。こちらは精算に伴うもので、町村への分賦金返還と補助金の償還金でございます。

その下の9款、1項、1目「予備費」は、8款「諸支出金」へ283万7,000円を充用してございます。充用の理由として2点ございますが、1点目は、令和2年度北海道国民健康保険給付費等交付金の精算に係るもので、超過交付分を精算するため予算計上する際に計上額を誤ったことにより11万5,000円を充用しております。

2点目として、新型コロナウイルス感染症に伴う国保税減免措置に係る交付金の精算について、予算計上漏れにより、272万2,000円充用しており、合わせて283万7,000円を充用しております。

以上、歳出の支出済額合計が、69億1,716万3,824円です。

次の38ページの実質収支に関する調書ですが、歳入総額70億2,229万7,000円、歳出総額69億1,716万4,000円、歳入歳出差引額と、実質収支額が同額の1億513万3,000円です。

なお、17ページから19ページまでの国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入、歳出などにつきましては、ただいまの説明の再掲ですので説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

6番、渡邊です。

ただいまの説明の中で、37ページの説明時に計上漏れというような説明がございました。その点について、もう一度詳しくお聞かせください。

○議長（岩井英明）

高崎国民健康保険課長。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

ただいまの予備費充用の詳細ということで、ご説明させていただきます。

一点目の国民健康保険給付費等交付金の精算に係る部分につきましては、本来は超過交付金の精算というものは追加交付分とは別に精算されるものでございますが、誤って相殺後のものを予算計上したことにより、計上誤りとなりました。

二点目、新型コロナウイルス感染症の国保税減免措置に係る財政措置につきましては、こちらは二本立ての財政措置となっております。一点目としましては、災害等臨時特例補助金、二点目は特別調整交付金となって交付されます。この交付金の精算につきましては、一点目の災害等臨時特例補助金につきましては、令和3年度に精算。二点目の特別調整交付金については、令和4年度の精算となっておりますが、こちらにつきましては、一点目と二点目の補助金を令和4年度精算と混同してしまったため、予算計上漏れとなりました。

以上です。

○議長（岩井英明）

そのほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。
討論を行います。
討論ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり。〕

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。
これより、認定第2号、令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
お諮りいたします。
この決算を認定することにご異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり。〕

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。
したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

○議長（岩井英明）

日程第7、認定第3号、令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
説明を求めます。

○介護保険課長（秋山秀敏）

議長。

○議長（岩井英明）

秋山介護保険課長。

○介護保険課長（秋山秀敏）

認定第3号、令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

お手元に配付の令和3年度歳入歳出決算書及び事項別明細書により説明させていただきます。
なお、説明につきましては、一般会計同様、歳入済額、歳出済額によりご説明いたします。
歳入からご説明いたします。
決算書の42ページをお開き願います。

1款「保険料」、1項「介護保険料」、1目「第1号被保険者保険料」ですが、収入済額11億1,966万9,959円。収納率は現年度分99.8%、滞納繰越分36.2%、合計につきましては、前年度とほぼ同様の99.2%でございました。

2節「滞納繰越分」に係る不納欠損額につきましては、143件、70万8,345円となりました。内容としましては、介護保険法第200条第1項、徴収権の消滅時効によるもの80件、41万945円、地方税法第15条の7第1項処分停止によるもの63件、29万7,400円の事由により不納欠損処理を行ったものでございます。

2款「分担金及び負担金」、1項「負担金」、1目「広域連合負担金」は、9億5,171万5,802円でございます。

1節「介護給付費町村負担金」については、6億9,263万9,719円となります。

43ページをご覧ください。

2節「地域支援事業町村負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）」2,499万7,196円。

44ページをお開き願います。

3節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」6,864万5,722円。

45ページをご覧ください。

4節「事務費等町村負担金」1億2,466万6,995円。

46ページをお開き願います。

5節「介護認定審査会町村負担金」4,076万6,170円。

なお、1節から5節までの構成町村毎の負担内訳額は、それぞれ備考欄に記載のとおりでございますので、お目通しいただければと存じます。

続きまして、47ページをご覧ください。

3款「国庫支出金」、1項「国庫負担金」、1目「介護給付費負担金」は、10億1,843万648円でございます。

2項「国庫補助金」、1目「調整交付金」は、4億9,235万3,000円でございます。

48ページになります。

2目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」については、6,185万9,790円でございます。

3目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」は、1億4,749万960円でございます。

4目「保険者機能強化推進交付金」については、1,659万7,000円でございます。

6目「介護保険事業費補助金」については、介護報酬改定等に伴う介護保険電算システム改修業務に係る、国からの補助金分144万円でございます。

4款、1項「支払基金交付金」、1目「介護給付費交付金」は、15億4,189万1,000円でございます。

次に、49ページをご覧ください。

同款、同項、2目「地域支援事業交付金」は、5,651万9,000円でございます。

5款「道支出金」、1項「道負担金」、1目「介護給付費負担金」は、8億9,526万1,039円でございます。

2項「道補助金」、1目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」は、2,640万3,619円でございます。

2目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」については、7,374万5,479円でございます。

次に、50ページをご覧ください。

6款「財産収入」、1項「財産運用収入」、1目「利子及び配当金」は、基金利子収入として6,126円でございます。

7款「繰入金」、1項「一般会計繰入金」、1目「低所得者保険料軽減繰入金」は、1億1,098万4,400円。

2項、1目「基金繰入金」については、5,106万3,000円。

8款、1項、1目「繰越金」については、2億2,897万6,422円でございます。

次に、51ページをご覧ください。

9款「諸収入」、1項、1目「滞納処分費」は、実績額がございませんでした。

2項「延滞金、加算金及び過料」、1目「延滞金」は、26万5,300円でございます。

2目「過料」につきましては、実績額がございませんでした。

3項、1目「預金利子」については、8,056円でございます。

4項「雑入」、1目「返納金」24万6,195円、介護給付費返納金となります。

3目「雑入」95万1,842円、会計年度任用職員の社会保険料・雇用保険料となります。

52ページになります。

歳入総額は、67億9,587万8,637円でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

53ページをご覧ください。

1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」については、1億2,004万5,817円を支出しております。この内訳といたしまして、53ページから55ページにかけて、1節「報酬」から18節「負担金補助及び交付金」までございますが、主な支出といたしまして介護保険課職員10名の人件費、2名の会計年度任用職員報酬、職員手当等、旅費、介護保険電算システム改修業務及び保守業務委託料、郵便料など事務費と呼ばれるものの支出額でございます。

55ページになりますが、2項「徴收費」、1目「賦課徴收費」につきましては、通知書、封筒などの印刷、保険料の通知、徴収に係る郵便料や保険料納入通知書等の印刷業務委託料などで、

支出額は684万6,129円でございます。

56ページになりますが、3項「介護認定審査会費」、1目「認定審査会費」は、4,076万6,170円でございます。南後志と羊蹄山麓審査会につきましては委託料として、北後志と岩宇審査会につきましては、審査会の協同設置に係る負担金としての支出を行っております。

4項、1目「計画策定委員会費」については、2万円でございます。第7期計画の検証委員会に係る委員の報酬、費用弁償でございます。

続きまして、2款「介護給付費」、1項「介護サービス等諸費」、1目「介護サービス等給付費」については、55億4,162万9,229円で、前年対比で1.56%の増でございます。11節「審査支払手数料」のほか、居宅及び施設における介護サービス給付費等の支出となっております。

介護サービス給付費等の内訳は、56ページから57ページにかけての備考欄記載のとおりでございます。

57ページをご覧ください。

3款「地域支援事業費」、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」については、2億51万6,976円でございます。関係町村で実施している介護予防事業の委託料、総合事業の給付費等として支出しております。

58ページをご覧ください。

2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」につきましては、3億5,660万1,157円でございます。地域包括支援センターの運営費等、関係町村への委託料でございます。

4款、1項「基金積立金」、1目「介護保険基金積立金」は、9,923万3,548円でございます。

5款、1項「公債費」、1目「利子」につきましては、支出がございませんでした。

59ページにかけてとなりますが、6款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、1目「償還金」は、1億2,918万8,950円でございます。こちらにつきましては、国、北海道等の介護保険給付費等の前年度負担金精算に係る返還金になります。

2目「第1号被保険者保険料還付金」29万7,600円でございます。

3目「第1号被保険者保険料還付加算金」につきましては、1,200円でございます。

7款、1項、1目「予備費」につきましては、支出がございませんでした。

歳出の支出済合計額64億9,514万6,776円でございます。

60ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額67億9,587万9,000円、歳出総額64億9,514万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3億73万2,000円でございます。

61ページをお開きください。

財産に関する調書として、介護保険基金の状況について掲載しております。

決算年度末現在高において、介護保険基金は3億96万6,000円となっております。

なお、39ページから41ページにつきましては、ただいまの説明の再掲になりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩本議員。

○議員（岩本幹兒）

56ページの介護認定審査会費でございますが、令和2年度が4,256万7,768円。そして令和3年度が4,076万6,170円を比較して4.2%の減、金額にして180万1,598円減となっておりますが、この要因は対象者の減少によるものと理解して良いのか。その他何か要因があるのかどうか。その辺について、お伺いします。

○議長（岩井英明）

秋山介護保険課長。

○介護保険課長（秋山秀敏）

ただいまの部分ですが、介護認定審査会費は減となっております。介護保険の認定につきましては、国の方も若干変わってきております。今まで24か月認定という形で行われていた部分もあります。これは、認定期間の延長がなされておまして、その分で認定審査の件数が減少しているような状況となっております。

○議員（岩本幹兒）

介護認定審査会までの流れとしましては、私の理解が間違っていれば教えていただきたいのですが、まず、各町村の役場で申請をしていただき、かかりつけ医で審査を受けて、その後、各町村役場の担当者の訪問審査を受け介護認定審査会に書類が回り、審査を受けて判定受けるという流れだと思うのですが、成果報告書によりますと後志管内4地区の審査会に審査判定を依頼し二次審査を行い、年間延べ169回の審査会が開催され、2,945件の審査を行っているとのことですが、この4地区というのは人口が多い余市町、倶知安町、岩内町ではないかと思うのですが、残り1町村は地区ごとだと思っております。北後志、羊蹄山麓だけ、町村で当てはめると、このようになるのではないかと思っております。

また、介護認定審査会に書類が届いて判定が出て対象者に結果が届くまで平均どれくらいの日数がかかるものか教えてください。

○介護保険課長（秋山秀敏）

4ブロックの事務局の部分ですけれども、介護認定審査会は4地区に分かれております。まずは、南後志、羊蹄山麓、岩宇地区、北後志の認定審査会がございまして、南後志につきましては、黒松内町が事務局を行っております。羊蹄山麓は倶知安町、岩宇地区につきましては岩内町、北後志につきましては余市町が事務局町村ということで認定審査会の事務を行っております。

介護認定までの認定経過が出る部分につきましては、概ね1か月を目途に出している状況です。広域連合管内につきましては、30日から40日間で認定するような状況になっております。

○議員（岩本幹兒）

ただいま聞きましたが、余市町、岩内町この2町は後志広域連合に未加入の町村に介護認定審査会があるということで、未加入の町村に審査会があるからということでは関係がないと思いますが、札幌市などの都市部に比べて判定までの日数がかかりすぎるのではないかという声がありますが、そういうことはございませんか。判定までの日数は30日から40日間と言っておりますが、待っている方にしてはすごく長く感じると思います。広域連合でそういうことはないということであれば、越したことはないのですが、札幌市あたりに比べて遅いのではないかという声もございしますので、そういう声は耳に入っているのかどうか。それから未加入町村の連携はどのようになっているのか。また、介護認定の非該当といいますか、要支援1、2にならない非該当の人はいると思いますし、非該当の方は少ないと思うのですが、何人くらいなのか教えてください。

○介護保険課長（秋山秀敏）

札幌市に比べてうちの審査会事務が遅れているような話も聞くということですが、札幌市の状況は申し訳ありませんが現段階でどれくらいで結果が出ているかという部分と広域連合として審査時期との比較ができる資料が持っておりませんので、後日資料等を提出したいと思っております。

余市町と岩内町の構成町村外が事務局となっているということで、どのような連携をしているかと言いますと、事務局町村とは年一度打ち合わせをする中で事務を執り行っております。構成町村外が事務局を持っているからと言って著しく差がつくような事務体制にはなっていないと思っております。

もう一点は、認定審査の非該当の部分がどれくらいいるかというところにつきましては、今詳しい資料がありませんので、こちらの方も前段の部分と合わせて資料で回答したいと思っております。

○議員（岩本幹兒）

今のは答弁になっていない。

○議長（岩井英明）

質疑は3回以内でお願いしております。

○議員（岩本幹兒）

今日はいいので後ほどお願いします。

○議長（岩井英明）

今、岩本議員から言ったことは広域連合の長年の懸案事項でもあります。ですから介護者が喜んでもらえるように少しでもできるというスタイルの中で一つ努力して、今後の解決に努めてください。一日でも早く認定していくことが大事なことです。そういうような形で取り組んでいきますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（岩井英明）

そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、認定第3号、令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（岩井英明）

日程第8、議案第1号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議長。

○議長（岩井英明）

高崎国民健康保険課長。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議案第1号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

令和4年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億770万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億477万2,000円とする。

第2項の規定については朗読を省略させていただきます。

令和4年11月30日提出、後志広域連合長、片山健也。

事項別明細書により歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。

3「歳出」、1款、1項、2目「連合会負担金」、18節「負担金及び交付金」として、280万5,000円の追加。こちらは、国民健康保険の未就学児均等割の減額に伴い、国保事業状況報告システムクラウド改修に係る費用で16町村と広域連合分を計上するものです。

その下の枠、5款、2項、1目「疾病予防費」、12節「委託料」は、22万円の減です。内容としまして、倶知安町で実施予定であったイベント中止に伴い委託料を減額するものです。

その下の枠、7款、1項、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引料」は、1億512万4,000円の追加。こちらは、令和3年度の国保会計の決算において、関係町村への分賦金の還付及び北海道より交付された保険給付費等交付金の返還金が発生したため計上いたします。

以上、歳出合計1億770万9,000円の追加補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

2「歳入」、1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」は、21万9,000円の減額です。こちらは、「歳出」、5款「保健事業費」の減額と、「歳出」、1款のシステム改修に係る共通経費分の端数処理に伴うものです。

その下の枠、2款、1項、1目「保険給付費等交付金」、2節「保険給付費等交付金（特別）」につきましては、280万5,000円の追加です。こちらは、「歳出」、1款のシステム改修の増額に伴うもので、改修に係る費用は、「保険給付費等交付金（特別）」により、全額北海道から交付されます。

その下の枠、3款、1項、1目「繰越金」、1節「前年度繰越金」は、1億512万3,000円の追加でございます。

以上、歳入補正額合計は歳出と同額の1億770万9,000円を追加補正するものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

議案の最後に今回の補正予算の町村別内訳表として資料を添付しています。

「資料1」につきましては、町村別の補正額一覧、次の「資料2」につきましては、補正前の額、補正後の額を載せた資料となります。

後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、1ページからの「第1表歳入歳出予算補正」、及び3ページからの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま、説明いたしました内容の再掲でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（岩井英明）

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございます。

閉会 15時16分